官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○特定国外派遣組織を指定する件（総務一六九）　一
○バヌアツ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とバヌアツ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務一九四）　四
○エクアドル共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とエクアドル共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同一九五）　五
○返納を命じた旅券を無効とする件（同一九六）　五
○保安林の指定をする件（農林水産七六三～七七八）　五
○保安林の指定を解除する件（同七七九）　五
○保安林の指定施業要件を変更する件（同七八〇～七八七）　五
〔国会事項〕
国家公安委員会　警察庁　法務省
〔人事異動〕
〔叙位・叙勲〕
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
官庁事項
関東地方整備局公示（関東地方整備局）
法　務
公証人任免（法務省）
国家試験
令和七年度裁判所職員採用一般職試験（裁判所事務官、高卒者区分）公告（最高裁判所）
基本測量関係事項公告（国土交通省）
〔公　告〕
諸　事　項
官庁
有権者申出方、犯罪被害財産支給手続不開始決定関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係
会社その他

その他告示

○総務省告示第百六十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和七年五月二十一日

一　名　称　総務大臣　村上誠一郎

二　国外派遣期間　令和七年度比国における米比海兵隊等との実動訓練参加部隊　令和七年五月二十二日から令和七年六月八日まで

三　派遣人数（概数）　百十人程度

四　派遣地域　フィリピン共和国

○外務省告示第百九十四号

令和七年三月七日にポートビラで、バヌアツ共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がバヌアツ共和国政府との間に行われた。

令和七年五月二十一日

外務大臣　岩屋　毅

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　四億円

3　贈与の供与期限　令和九年三月三十一日

4　署名者

日本側　奥田直久在バヌアツ大使

バヌアツ側　マーク・アティ外務・国際協力・貿易大臣

○外務省告示第百九十五号

令和七年三月二十七日にキトで、エクアドル共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がエクアドル共和国政府との間に行われた。

令和七年五月二十一日

外務大臣　岩屋　毅

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　五億円

3　署名者

日本側　森下敬一郎在エクアドル大使

エクアドル側　マリア・ガブリエラ・ソメルフェルド・ロセロ外務・移民大臣

令和七年五月二十一日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第百九十六号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項第二号の規定に基づく返納命令に応じて返納されたが、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、効力を失うべきことを適当と認めたので、左記冒頭に記載の年月日に効力を失った。

令和七年五月二十一日

外務大臣　岩屋　毅

失効年月日　令和七年四月二十一日

発行年月日　平成二十七年十月一日

旅券番号　TR四八五四六三五

○農林水産省告示第七百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月二十一日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　長野県安曇野市明科中川手五三七三の一、五三九四の二、五三九七、五三九八、五三九九の一、五三九九の口、五四〇〇、五四〇一、五四〇三、六八〇五の四五から六八〇五の五一まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び安曇野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月二十一日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　徳島県那賀郡那賀町海川字旭五一、六一の二、七三の一、七三の五、七四の一、八〇、八五の一、字エノキタニ一二の一、一三の一、二〇の一、二四、字ヲフウチ三〇の一、字西俣四、三九、五九の一、五九の二、六一、六四、六五、九一の一、九一の二、一〇

九、一〇九の二、一二三の二、字東俣三六の一、三六の二、三八、四〇、一一六、一一八、一一九、一二一、一三五の一、一三八、一七四の二、字本郷八、字南三七

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び那賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月二十一日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　大分県竹田市久住町大字久住字蟻通四〇〇四の八（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字蟻通四〇〇四の八（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び竹田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月二十一日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　広島県神石郡神石高原町油木字竹川内甲五八〇九、甲五八二〇、甲五八二二、甲五八二五、甲五八二八、甲五八四七の一、甲七六八二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び神石高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月二十一日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　広島県三次市君田町藤兼字高丸一〇二五七、字和田一〇二六〇の一、一〇二六一の一、一〇二六三の三、一〇二六四の三、一〇二六四の五、一〇二六四の七、一〇二六六の五、一〇二七一の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び三次市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月二十一日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　鳥取県鳥取市佐治町余戸字熊アミ七〇七、字南和田八〇四の一、八〇四の二、八〇六の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月二十一日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　鳥取県倉吉市上大立字葛根谷平九六、九七の一、九七の三、九八の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月二十一日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　鳥取県鳥取市国府町宮下字岩常寺六六五の一から六六五の三まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月二十一日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　鳥取県鳥取市青谷町露谷字東山七一五、七一六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月二十一日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　山梨県上野原市秋山字南仏六九八六、六九八八

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月二十一日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　山梨県南巨摩郡身延町身延字上ノ山四二二〇（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月二十一日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　福岡県朝倉市杷木白木字ヌリヤ二六四の二、二六六の一、二六六の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字ヌリヤ二六四の二・二六六の一・二六六の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月二十一日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　福岡県八女市上陽町上横山字飯塚五四五二・五四五三・五四五八（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、五四五九、五四六〇の一、五四六五、五四八八の二、五四九四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字飯塚五四五二・五四五三・五四五八・五四五九・五四六〇の一・五四六五（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月二十一日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　福岡県朝倉市杷木志波字烏山二二〇〇の三・二二〇〇の七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二二〇〇の四、二二〇〇の一〇、字堂所二二一三の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字烏山二二〇〇の四・二二〇〇の一〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二二〇〇の三、二二〇〇の七、字堂所二二一三の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月二十一日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　福岡県飯塚市大分字三郡山二七九五の二、二七九五の三、字河ヘラ二七九六から二七九八まで、二八〇〇、二八〇六の一、内住字中来六〇三

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月二十一日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　福岡県朝倉市山田字竹山口一四七六の一、一四七七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字竹山口一四七六の一・一四七七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年五月二十一日

農林水産大臣　江藤　拓

一　解除に係る保安林の所在場所　兵庫県三木市平田字草荷野七一五の三、七二〇の三、加佐字札場谷一〇三一の四、字本谷一〇四六の六、一〇四七の五、一〇四八の五

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第七百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年五月二十一日

農林水産大臣　江藤　拓

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　秋田県大仙市土川字柳沢山二一の一、二一の二、二二から二四まで、二五の一から二五の四まで、二六、二七の一から二七の三まで、二九から三二まで、三六、三七、三九から四二まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を秋田県庁及び大仙市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年五月二十一日

農林水産大臣　江藤　拓

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福岡県築上郡上毛町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」及び「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び上毛町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年五月二十一日

農林水産大臣　江藤　拓

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　三重県津市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、津市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年五月二十一日

農林水産大臣　江藤　拓

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　三重県志摩市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

(1)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(2)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

南伊勢町（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁並びに志摩市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年五月二十一日

農林水産大臣　江藤　拓

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　三重県津市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年五月二十一日

農林水産大臣　江藤　拓

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　島根県仁多郡奥出雲町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年五月二十一日

農林水産大臣　江藤　拓

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福井県大野市木本一五八字崩谷一の一、一六三字向原一、二の一、三の三から三の七まで、三の九から三の一七まで、一六四字出蔵林二
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和七年五月二十一日
農林水産大臣　江藤　拓
一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福井県勝山市北郷町東野二字際谷七の一から七の二六まで、八の一から八の一二まで、七四字炭カマ谷一、七五字壁谷一、七六字小シヨウ一、七七字大シヨウ一、七八字滝ケ谷一から三まで、七九字小西一、八〇字大西一、二の一、二の二、八一字トチノキ谷一の一、一の二、八二字マムシロ一の一、一の二、八三字蓬原一の一、一の二
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び勝山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

国会事項

衆議院

議案提出

五月十九日議員から提出した議案は次のとおりである。
婚姻前の氏の通称使用に関する法律案（藤田文武外二名提出）

質問書転送

五月十九日次の質問主意書を内閣に転送した。
宮ヶ瀬湖におけるフィッシング利用の実現可能性に関する質問主意書
リニア中央新幹線関東車両基地までの回送線旅客線化に関する質問主意書
相模川水系道志川の維持流量に関する質問主意書
大阪・関西万博の来場者数に関する質問主意書
大阪・関西万博におけるＡＤ証入場者に関する質問主意書
横浜地方裁判所相模原支部における合議制裁判及び労働審判手続の実施に関する質問主意書
エンゲル係数に関する質問主意書

議事日程

五月二十日の議事日程は次のとおり。
議事日程　第二十五号
令和七年五月二十日（火曜日）
午後一時開議
第一　環境影響評価法の一部を改正する法律案（内閣提出）
第二　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）
第三　労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）
第四　令和五年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第二百十六回国会、内閣提出）
第五　令和五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第二百十六回国会、内閣提出）
第六　令和五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第二百十六回国会、内閣提出）
第七　令和五年度特別会計予算総則第二十一条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（承諾を求めるの件）（第二百十六回国会、内閣提出）

参議院

議案付託

五月十九日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
民事裁判情報の活用の促進に関する法律案（閣法第四二号）　法務委員会に付託
海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する協定の締結について承認を求めるの件（閣条第一一号）　外交防衛委員会に付託
職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約（第百五十五号）の締結について承認を求めるの件（閣条第一二号）
千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の締結について承認を求めるの件（閣条第一三号）　外交防衛委員会に付託
脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二八号）　経済産業委員会に付託
老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第三四号）　国土交通委員会に付託

質問主意書提出

五月十九日議員から次の質問主意書が提出された。
再エネ賦課金に関する質問主意書（野田国義提出）（第一二一号）
ＪＵＴＭに関する質問主意書（浜田聡提出）（第一二二号）
能登半島地震時における孤立集落へのドローン配送の事実関係に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一二三号）
自治労等の労働組合の会計監査が未実施の場合の影響に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一二四号）

質問主意書転送

五月十九日次の質問主意書を内閣に転送した。
外務省ウェブサイトの「南京事件」に係る記述に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一一八号）

弔詞

三月二十六日逝去された元議員田名部匡省君に対し、五月十九日次の弔詞をささげた。
参議院は　わが国　民主政治発展のため力を尽くされ　特に院議をもって永年の功労を表彰せられ　さきに国土交通委員長　少子高齢化・共生社会に関する調査会長の要職に就かれ　また国務大臣としての重任にあたられました　元議員正三位旭日大綬章田名部匡省君の長逝に対しつつしんで哀悼の意を表し　うやうやしく弔詞をささげます

人事異動

国家公安委員会

（警察庁警備局警備運用部警備第二課長）警視長　増田美希子
福井県警察本部長を命ずる
（警察庁警備局警備運用部警備第二課警備指導室長）同　田﨑　仁史
北海道警察釧路方面本部長を命ずる（以上四月二十五日）

警察庁

（北海道警察釧路方面本部長）警視長　堂前　康
警察庁長官官房付を命ずる
（警察庁長官官房付）同　堂前　康
警視監に任命する
辞職を承認する
（警察庁警備局付）同　飯崎　準
警察庁警備局警備運用部警備第二課長を命ずる
（福井県警察本部長）同　丸山　潤
科学警察研究所総務部長を命ずる
（科学警察研究所副所長）警視監　白井　利明
科学警察研究所総務部長事務取扱を免ずる（以上四月二十五日）

法務省

法制審議会委員に任命する（五月十七日）　大野　顕司

叙位・叙勲

○叙勲

飯田　徳昭　　飯田　昌義　　岩邊　宏康
黒岩　卓夫　　松元　宇隆
旭日双光章を授ける（各通）
赤波江利夫　　秋山　富雄　　新垣　和男
飯塚　政行　　石井　正夫　　伊藤　勝夫
伊藤　仁夫　　岡本　重良　　緒方　省吾
栗原　近儀　　小池　守一　　酒井　透
佐々木スミヨ　　佐藤　浩　　塩原　正由
品川　光博　　宿利　俊行　　鈴木　靖男
高林　徳枝　　高安　和雄　　高山　登
塚田　浩史　　冨田　道教　　長濱　徳一
根本　暢三　　早川　進　　原田　重治
馬場利一郎　　平野　弘隆　　福田志津男
堀内　仁　　南嶋　菊次　　森永　博之
柳澤　幹夫　　山田　太藏　　渡部　一彦
渡辺　博之
旭日単光章を授ける（各通）
伊藤　介一　　宇野　耕二　　大野　博司
金澤　洋　　寒川　光明　　岸田　康宏
國田　衞　　熊野　岳水　　鞍元　健伸
穀野　只信　　齊藤　昭英　　佐藤　繁男
佐藤　成晃　　関口　衛　　高橋　武彦
谷口　外夫　　寺尾　俊彦　　中島　是美
野木　彌　　早坂　好治　　藤原　英輔
古谷　勉　　前川　久宜　　宮城　一夫
三宅伯二郎　　安田　行雄　　安野　昇
矢次　正則　　横尾　正己　　横山　和夫
吉岡　正雄　　吉住　惠司　　吉田　政之
米田　勍
瑞宝小綬章を授ける（各通）
青木　薫　　青木　京子　　青木　昭司
秋葉　道子　　浅井　淑裕　　足立　孝夫
足立　良行　　阿部　一憲　　阿萬　英俊
阿見　隆司　　荒井　義男　　有沢　準一
有福　靖　　安藤　得治　　伊賀登志美
池田　一義　　砂金　信男　　石川　敬介
石塚　健　　伊藤　昭兒　　伊東　康夫
糸賀　脩悦　　井上　靜彦　　伊野波　進
井林　省吾　　岩井　宏彦　　岩崎　隆
岩島　了　　岩波静二郎　　後路　和美
鵜藤　浩章　　梅田　哲夫　　梅原　吉廣
浦口　健一　　江口　賢治　　枝元　浩子
遠藤　芳夫　　大門　孝　　大嶋　利夫
大塚　克己　　大冨　昌司　　大西　忠雄
大野　浩暲　　岡崎　茂匡　　岡沢　義廣
岡田　真哲　　岡本　正　　岡本　正義
小川　澄　　小木曽郁夫　　長田　佑吉
小澤　行雄　　尾城　和雄　　小田切　毅
小野塚克之　　小原　保　　尾身　辰雄
小山田昭一　　加賀谷俊雄　　柿並　幸雄
柿沼平八郎　　鍵和田輝夫　　陰山　直道
笠岡　隆　　梶原　健作　　片岡　郁夫
片倉　正孝　　勝山　順一　　加藤　博
加藤　汎光　　加藤　稔　　金子　榮男
上猶　徳光　　河原　佑郎　　河村　孝彦
神林　哲男　　菊池　明夫　　菊池　強郎
菊地　芳子　　北浦　孝祐　　北村　直治
木原　清壽　　木村　京子　　切石　工
桑名勇三郎　　小泉　弘　　小柴　憲夫
児島　勝　　古田土　渡　　小西　克治
小林　史朗　　小堀　蒼洋　　小山　善之
今　齊　　近藤　豊三　　今野　哲也
齋藤　昭久　　齊藤　穆　　齋藤　三郎
齋藤　務　　櫻井　旬子　　迫田　二朗
佐々木功也　　佐々木末治　　佐藤　一紀
佐藤　昌介　　佐藤　孝　　佐藤　武司
佐藤　忠三　　佐藤　幸雄　　座間　陽二
塩野　良一　　色摩　貫司　　重松　太郎
柴田　佳伯　　島津スミ　　標　公雄
正一　恂　　末永　爾吉　　鈴木左千子
鈴木　忍　　鈴木　喬　　鈴木　治
鈴木　雅夫　　鈴木　優子　　炭本　哲也
惣福　忠重　　高瀬　主計　　高田　頼昌
高梨　陽弘　　高橋　和夫　　高田上　敏弐
嶽内　真弘　　竹内　良雄　　竹内　善久
竹島　純子　　建部　正昭　　田中武左衛門
田中　靖國　　棚橋　俊樹　　田名部重美
谷川　良子　　田渕　秀明　　玉井　直信
田巻　勳　　田村　憲一　　千須和成弥
辻　三郎　　辻　暢博　　辻本　光夫
土屋　重信　　照沼　幸夫　　徳里　勇夫
十倉　保雄　　戸田　純一　　冨山　泰明
鳥海　誠　　内藤　春樹　　内藤　睦夫
中島外茂吉　　中島みどり　　中野　玲子
中原　博司　　中村幸士郎　　長尾　孝晃
長阪　保　　長崎　悟留　　梨澤　節三
鍋谷　善隆　　西野　貞兆　　西村　信清
西山　平　　額田　圭亮　　乃美　完次
野口　敏正　　野村　令子　　橋田　光夫
長谷川順一　　畠中　直　　波多野武満
服部　幸子　　服部　元之　　濱田　徳次
濱野　幸生　　林　實　　原崎　浩治
原田　光三　　飛垣　欣也　　曳野不二夫
蛭田　一　　廣瀬　利勝　　福士　昭治
藤内　三郎　　藤崎　賢英　　藤澤　信
藤田　尚量　　藤沼　庄平　　藤原　英雄
藤本　尚武　　藤山　義譽　　藤原　佳男
星野　敏　　細野　順弘　　堀内　悦郎
本多　俊夫　　本田　勝　　本間　一
前川　益子　　前田美津子　　牧田　清平
町田　社要　　松井　英一　　松井　昇磨
松澤　俊志　　松野　弘　　松本建一郎
間宮　崇弘　　三浦　靖弘　　三河　祐英
水島清一郎　　水野　隆　　三谷　一美
道　亨　　三井　清弘　　源　善淨
美濃　皓　　宮崎　巖　　村岡　泰雄
毛利　尅博　　森　光邦　　森高　久好
八木　武子　　八木　庸茂　　矢島　哲也
藪中　英夫　　山内　清子　　山河　勇
山川　規匡　　山田　茂市　　山田　順朗
山中　幸夫　　山畑　富廣　　山本　松巳
山本　良之　　吉居　命　　吉川　義信
吉田　忠彰　　吉田　康夫　　四日智惠子
與那原久夫　　米倉　洋　　米山　保
若月　伸一　　若林外志男　　渡邊　孝男
渡邉　壽　　渡邊　政義　　和田　弘志
瑞宝双光章を授ける（各通）
稲谷　次男　　奥村　勉　　奥村冨美彌
島崎　武　　鈴木　孝雄　　中井　泰信
西野美代子　　平井　義明　　三上　昭男
村口　則衞　　山本登美江
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月一日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、カメルーンの国祭日につき、五月十九日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

関東地方整備局公示

利根川水系烏川において河川法（昭和39年法律第167号）第75条第３項の規定に基づき措置した工作物について、当該工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者に対し、当該工作物を返還するため、同条第５項及び河川法施行令（昭和40年政令第14号）第39条の３第１項第２号の規定に基づき、公示する。

令和７年５月21日

関東地方整備局長　岩崎　福久

１　保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量　倉庫・物置小屋内の収納物（国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所に備え付けた保管工作物一覧簿のとおり）

２　保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日

(1)　保管した工作物の放置されていた場所　群馬県高崎市寺尾町地先

(2)　当該工作物を除却した日　令和７年４月14日～令和７年４月18日

３　当該工作物の保管を始めた日及び保管の場所

(1)　当該工作物の保管を始めた日　令和７年４月18日

(2)　保管の場所　群馬県高崎市佐野窪町地先

４　その他　返還を受ける者は、氏名及び住所を証するに足りる書類を提示し、国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所高崎出張所に申し出ること。

５　問い合わせ先　群馬県高崎市東町187－10　国土交通省関東地方整備局　高崎河川国道事務所高崎出張所　電話027－322－2597

法務

公証人任免

京都地方法務局所属公証人山本昇は願により公証人を免ぜられた。

古賀栄美は公証人に任命され、京都地方法務局所属公証人山本昇の後任を命ぜられた。（以上五月十二日）（法務省）

国家試験

令和７年度裁判所職員採用一般職試験（裁判所事務官、高卒者区分）公告

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第47条の規定に基づき、次のとおり告知する。

令和７年５月21日　最高裁判所

第１　試験の名称

裁判所職員採用一般職試験（裁判所事務官、高卒者区分）

第２　対象官職

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の標準的な官職を定める規則（平成21年最高裁判所規則第６号）の別表１の項第３欄第６号、第11号及び第15号に規定する職制上の段階に属する裁判所事務官のうち、定型的な事務を行うことをその職務とする官職

第３　給与

この試験に合格して採用された場合には、原則として、裁判所職員臨時措置法において準用する一般職の職員の給与に関する法律第６条に規定する行政職俸給表㈠の１級５号俸の俸給が支給される。このほか、裁判所職員臨時措置法において準用する一般職の職員の給与に関する法律等の定めるところにより、諸手当が支給される。

第４　受験資格

１　次に掲げる者

⑴　令和７年４月１日において高等学校又は学校教育法に基づく中等教育学校（以下「中等教育学校」という。）を卒業した日の翌日から起算して２年を経過していない者及び令和８年３月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者

⑵　最高裁判所が⑴に掲げる者に準ずると認める者

２　欠格事由

１の定めにかかわらず、次のいずれかに該当する者は、受験することができない。

⑴　日本の国籍を有しない者

⑵　国家公務員法第38条の規定に該当する者

第５　試験種目、出題分野等

１　第１次試験　基礎能力試験及び作文試験

⑴　対象者　受験申込者全員

⑵　方法

ア　基礎能力試験　知能及び一般的知識について、多肢選択式による筆記試験を行う。

イ　作文試験　文章による表現力、課題に対する理解力等について、記述式による筆記試験を行う。

なお、作文試験の評定結果は、第１次試験の合格者決定には反映させず、最終合格者の決定の際に、他の試験の成績と総合する。

⑶　試験期日　令和７年９月14日（日）

⑷　試験地　札幌市、函館市、旭川市、釧路市、仙台市、福島市、山形市、盛岡市、秋田市、青森市、東京都、横浜市、さいたま市、千葉市、水戸市、宇都宮市、前橋市、静岡市、甲府市、長野市、新潟市、名古屋市、津市、岐阜市、福井市、金沢市、富山市、大阪市、京都市、神戸市、奈良市、大津市、和歌山市、広島市、山口市、岡山市、鳥取市、松江市、高松市、徳島市、高知市、松山市、福岡市、佐賀市、長崎市、大分市、熊本市、鹿児島市、宮崎市、那覇市

㈱　試験場は原則として上記の都市内に設けるが、その都市の周辺地に設けることがある。

⑸　第１次試験合格者発表　令和７年10月７日（火）に、合格者の受験番号をウェブサイトに掲載する方法で発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

２　第２次試験　人物試験

⑴　対象者　第１次試験の合格者

⑵　方法　人柄、資質、能力等について、個別面接による試験を行う。

⑶　試験期日　令和７年10月17日（金）から同月30日（木）までの間で、第１次試験合格者に送付する人物試験受験票により指定する日

⑷　試験地　次の表の「受験者の区分」欄に掲げる受験者に応じ、「試験地」欄に掲げる試験地とする。ただし、第１次試験を受験した試験地が、希望する勤務地を管轄する高等裁判所の管轄内にある場合の当該受験者の試験地は、第１次試験と同一の試験地とする。

㈱　試験場は原則として同表の「試験地」欄に定める都市内に設けるが、その都市の周辺地に設けることがある。

受験者の区分	試験地
札幌高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	札幌市　函館市 旭川市　釧路市
仙台高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	仙台市　福島市 山形市　盛岡市 秋田市　青森市
東京高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	東京都　横浜市 さいたま市　千葉市　水戸市　宇都宮市　前橋市　静岡市　甲府市　長野市　新潟市
名古屋高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	名古屋市　津市 岐阜市　福井市 金沢市　富山市
大阪高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	大阪市　京都市 神戸市　奈良市 大津市　和歌山市
広島高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	広島市　山口市 岡山市　鳥取市 松江市
高松高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	高松市　徳島市 高知市　松山市
福岡高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	福岡市　佐賀市 長崎市　大分市 熊本市　鹿児島市 宮崎市　那覇市

⑸　最終合格者発表　令和７年11月14日（金）に、合格者の受験番号をウェブサイトに掲載する方法で発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

第６　採用候補者名簿の作成方法及び採用方法

採用候補者名簿は、希望する勤務地を管轄する高等裁判所ごとに作成し、最終合格者の氏名を高点順に記載する。採用は、採用候補者名簿に記載された者の中から行う。

第７　受験申込手続

１　裁判所職員採用試験のインターネット申込受付サイトを利用する方法による申込みの場合

⑴　受験の申込み　受験希望者は、裁判所職員採用試験のインターネット申込受付サイトのアドレスにアクセスして申込手続を行う。（申込受付サイトアドレス［https://www-shiken.courts.go.jp/］）

⑵　申込受付期間　令和７年７月１日（火）午前10時00分から同月10日（木）まで

なお、申込みは、令和７年７月10日（木）までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。

２　申込書を郵送する方法による申込みの場合

⑴　受験申込書の交付　受験申込書は、最高裁判所で交付する。なお、郵便により受験申込書を請求する場合には、封筒の表に「受験申込書請求（一般職（高卒者））」と朱書きし、宛先及び郵便番号を明記して180円切手を貼付した返信用封筒（角形２号）を同封する。

⑵　受験申込先　最高裁判所

⑶　受験申込方法　受験希望者は、受験申込書に所要事項を記入し、受験申込先に簡易書留郵便で提出する。

なお、封筒の表に「一般職（裁判所事務官）受験」と朱書きする。

⑷　申込受付期間　令和７年７月１日（火）から同月４日（金）まで

なお、令和７年７月４日（金）までの消印のあるものに限り、受け付ける。

３　受験票の発行

受験の申込みを受理した場合は受験票を発行する。受験者は、申込受付サイトからアップロードした本人の写真が表示された受験票を印刷し、又は印刷した受験票に本人の写真を貼付し、第１次試験の際に必ず持参すること。写真をアップロードせず、かつ貼付しない場合や写真の写りが不鮮明で受験用として適当でない場合には、受験を認めない。

４　受験申込後の試験地等の変更の禁止

受験申込後は、希望する勤務地を管轄する高等裁判所及び試験地の変更は認めない。

第８　その他

１　受験申込手続その他受験についての問い合わせは、最高裁判所事務総局人事局総務課職員採用試験係（03―3264―5758）に行うこと。

２　受験に際し、身体の障害等があるため何らかの配慮を希望する者は、受験申込時にあらかじめその旨を申し出ること。

３　試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照のこと。

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年５月21日　　国土交通大臣　中野　洋昌

種類	縮尺	実施時期	提供範囲	摘要
火山土地条件図	２万分１	令和７年	日光白根山	令和６～７年調査・編集、多色、Ａ２判
〃	〃	〃	弥陀ヶ原	令和６～７年調査・編集、多色、Ａ１判

備考　地図の刊行日　令和７年５月22日

種類	地図情報レベル	実施時期	提供範囲	摘要
火山土地条件図　画像データ	25000以下	令和７年	日光白根山	令和６～７年調査・編集
〃	〃	〃	弥陀ヶ原	〃
火山土地条件図　数値データ（火山地形分類）	20000	〃	日光白根山	〃
〃	〃	〃	弥陀ヶ原	〃
地理院タイル（火山土地条件図　画像データ）	ズームレベル10～16	〃	日光白根山	〃
〃	〃	〃	弥陀ヶ原	〃

備考　地図の提供開始日　令和７年５月22日

上記は、測量法第27条第２項に基づき、インターネットによる提供を行う。

公　告

諸　事　項

有　権　者　申　出　方

元当局所属公証人岡田治の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

令和７年５月21日　　静岡地方法務局

元当局所属公証人樋口勝男の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

令和７年５月21日　　静岡地方法務局

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

失踪宣告取消

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

免責許可申立てに関する意見申述期間

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年十一月二十八日
掲載頁　一三六頁（号外第二七六号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年十一月二十八日
掲載頁　一四四頁（号外第二七六号）

令和七年五月二十一日
東京都港区東新橋二丁目一四番一号
（甲）株式会社オープンアップシステム
代表取締役　旗持　正彌
大阪市西区江戸堀二丁目一番一号
（乙）株式会社アロートラストシステムズ
代表取締役　旗持　正彌

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十一日
東京都港区芝五丁目二七番三号ＭＢＣ―Ｂ―六四号
（甲）合同会社ヒラメキ
代表社員　野田　奈月
東京都港区芝浦四丁目二〇番二号
（乙）合同会社ブルーアライブ
代表社員　久保　孝徳

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年三月二十四日
掲載頁　四十二頁（号外第六十一号）

令和七年五月二十一日
東京都港区芝五丁目二九番一九号ＰＭＯ田町Ⅳ八階
（甲）のぞみ秩父ソーラー株式会社
代表取締役　ミジャン・ルアーノ・ホセ・アントニオ
東京都港区芝五丁目二九番一九号ＰＭＯ田町Ⅳ八階
（乙）ＡＥＪ秩父ソーラー合同会社
代表社員　のぞみエナジー株式会社
職務執行者　大橋　純

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年六月三十日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年四月三十日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月十四日

掲載頁　一〇二頁（号外第一〇六号）

令和七年五月二十一日

大阪市西区本田二丁目八番六―一〇一号

（甲）株式会社アキ開発

代表取締役　伴場　明貴

大阪市浪速区恵美須西二丁目一四番三二号

（乙）株式会社パシフィック・イノベーションズ

代表取締役　伴場　明貴

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年五月十五日

掲載頁　九頁

令和七年五月二十一日

大阪市中央区北浜二丁目六番一八号

（甲）株式会社レゾンディレクション

代表取締役　清川　浩志

北海道室蘭市崎守町二九三番地の一

（乙）株式会社室蘭カントリー倶楽部

代表取締役　清川　浩志

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の緊急通報事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることに致しました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年六月二十一日

掲載頁　一一八頁（号外第一四九号）

令和七年五月二十一日

東京都港区元赤坂一丁目六番六号

（甲）綜合警備保障株式会社

代表取締役　栢木伊久二

東京都大田区山王一丁目三番五号

（乙）ＡＬＳＯＫあんしんケアサポート株式会社

代表取締役　遠藤　輝夫

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年七月一日であり、組織変更後の商号は株式会社やる気ＹＫ守谷とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十一日

茨城県守谷市中央一―二〇―三共立ビル二階

合同会社セブンシーズ

代表社員　黒澤　愛奈

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年七月一日であり、組織変更後の商号は株式会社シンディネクストとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十一日

埼玉県熊谷市筑波二丁目一〇七番地

合同会社居酒屋シンディー

代表社員　五十嵐エビリン

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十一日

東京都新宿区高田馬場三丁目二三番七号

合同会社メディカル・レゾナンス

代表社員　木村　元紀

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十一日

東京都港区南青山三丁目一番三六号青山丸竹ビル六Ｆ

ＭＩインベストメント合同会社

代表社員　市川　聡

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十一日

東京都港区南青山三丁目一番三六号青山丸竹ビル六Ｆ

ＳＩインベストメント合同会社

代表社員　市川　聡

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十一日

川崎市川崎区境町一四番七号

合同会社エスディーピーシービジュアルシステム

代表社員　福岡　一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ランド＆ピースとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十一日

神奈川県横須賀市長沢二丁目六番一六号

合同会社おおしげ

代表社員　大茂　幸子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十一日

名古屋市緑区万場山一丁目八一六番地の八

合同会社ミドリ

代表社員　稲田　吉紀

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年六月三十日であり、株主総会の決議は、令和七年四月三十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月二十三日

掲載頁　九十頁（号外第九十一号）

令和七年五月二十一日

東京都杉並区阿佐谷北三丁目一一番二二号

株式会社セレハウス

代表取締役　藤井　智行

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十二億一千八百二十二万五千円減少し、減少する資本金の額の全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年五月二十一日

東京都千代田区大手町二丁目二番二号

ＮＣＡＰ―２―Ａ株式会社

代表取締役　阿部　敬

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八億六千五百万一円減少し九千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。確定した最終事業年度はありません。

令和七年五月二十一日

東京都千代田区丸の内一丁目九番二号グラントウキョウサウスタワー八階

ＪＰｉＸ４号株式会社

代表取締役　濵村　伸二

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十億六十九万四千六百十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/499335/announces

令和七年五月二十一日

東京都千代田区神田錦町三丁目四番地二藤和神田錦町ビル三階

株式会社ＨＱ

代表取締役　坂本　祥二

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千万円減少し五百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年七月一日であり、株主総会の決議は、令和七年五月十四日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月十一日

掲載頁　六十八頁（号外第四十八号）

令和七年五月二十一日

東京都新宿区西新宿七丁目一〇番一七号

Ｈ２カンパニー株式会社

代表取締役　大谷由紀子

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を十二億一千三百九十二万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://SAP.fm/kessan

令和七年五月二十一日

埼玉県川口市西青木四丁目一番三号

サンキョー株式会社

代表取締役　阿部　恭久

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を四十五億円、利益準備金の額を二億一千二百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.fantasy.co.jp/

令和七年五月二十一日

千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

株式会社イオンファンタジー

代表取締役　藤原　徳也

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を七千九百七十二万千二百十五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年二月二十七日

掲載頁　七十頁（号外第三十九号）

令和七年五月二十一日

東京都江東区南砂六丁目一一番二七号

株式会社共栄商販

代表取締役　鈴木　啓之

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、増資を条件として、資本金の額を二億五千万円、資本準備金の額を二億五千万円減少することにいたしました。

効力発生日は令和七年六月三十日を予定しており、株主総会の決議は、令和七年六月二十六日を予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年五月二十一日

大阪府八尾市山賀町六丁目八二番地二

株式会社ＳＴＧ

代表取締役社長　佐藤　輝明

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月二十一日

神奈川県横浜市瀬谷区目黒町一〇番地四

相武生コン株式会社

代表取締役　加賀　裕規

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月二十一日

石川県金沢市近岡町四六四番地一

丸一産業株式会社

代表取締役　奥野　久博

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である玉本哲也が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十一日

東京都世田谷区上野毛四―一九―一二―三〇二

TAMARACK.Inc.

日本における代表者　玉本　哲也

債権申出の公告（第一回）

当社は、令和七年四月一日厚生労働大臣の承認により規約型確定給付企業年金を終了したので、当社規約型確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十一日

東京都足立区千住東一丁目三一番一〇号

ＡＬＳＯＫ関東デリバリー株式会社

規約型確定給付企業年金清算人　深野　智之

債権申出の公告（第三回）

当社およびブレクスプロダクツ株式会社は令和七年四月一日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当該確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十一日

東京都港区海岸三丁目一八番一号

ブレクス株式会社

確定給付企業年金清算人　宇野澤久司